

建設汚泥の再生利用に関する実施要領

1. 特記仕様書への記載について

ガイドラインの対象となる建設工事においては、発注者は元請業者に対し、ガイドラインおよび本実施要領の遵守を特記仕様書にて指示すること。

また、設計段階から建設汚泥の再生利用を推進するため、発注者は設計業務受注者に対しガイドラインの趣旨に配慮した設計を行う旨を設計業務の特記仕様書に規定すること。

2. 関係通知類等の遵守について

産業廃棄物たる建設汚泥の取り扱いに当たっては廃棄物処理法等の関係法令を遵守するとともに、実際の運用に当たっては以下の通知類も遵守すること。

- ・建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日、国官総第122号、国総事第21号、国総建第137号）
- ・建設リサイクルガイドライン（平成14年5月30日、国官技第41号、国官総第123号、国営計第25号、国総事第20号）
- ・リサイクル原則化ルール（平成18年6月12日、国官技第47号、国官総第130号、国営計第37号、国総事第20号）
- ・建設汚泥処理土利用技術基準（平成18年6月12日、国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号）
- ・公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領【土木】（平成14年5月30日、国官技第44号、国官総第127号）
- ・公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領【営繕】（平成14年5月30日、国営計第28号）
- ・建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針（平成17年7月25日、環廃産発第050725002号）

3 . 各種提出様式について

ガイドライン5 (2) に定める「工事間利用調整が完了した旨の文書」については、様式1により作成すること。

ガイドライン6 (1) に定める「自ら利用を行う場合の利用計画書」については、様式2により元請業者に作成させること。また、「実施状況の記録」についても、同様の様式により作成させること。

ガイドライン7に定める「自ら利用、再生利用制度の活用における伝票」については、様式3により元請業者に作成させること。なお、具体的な交付手続きについては、「4 . 伝票の作成について」によること。

ガイドライン7に定める「発生した建設汚泥を最終的にどのように再生利用、最終処分等したかを記載した書類」については、様式4により元請業者に作成させること。

4 . 伝票の作成について

ガイドライン7に定める伝票については、以下の順序により引き渡し等を行うよう関係する者への協力を元請業者に求めさせること。なお、記載事項を確認した場合において修正すべき事項がある場合には、赤字見え消しにて行うこと。また、中間処理施設を経由しない場合には、3) および4) は省略する。

- 1) 排出側工事の元請業者は伝票の各事項を記入した上で、担当者が確認印を押す(サインでも構わない。以下同様。)。
- 2) 収集運搬業者に建設汚泥を引き渡す際に、お互いに記載事項を確認した上で、運搬担当者欄に収集運搬担当者の確認印を押す。
なお、排出側工事の元請業者は収集運搬担当者の確認印が押されたものの写しを取り、最終的な搬出先から全ての確認印が押された伝票が返送される時点まで保管する。
- 3) 中間処理施設担当者は、収集運搬業者から引き受ける際に、お互いに記載事項を確認した上で、搬出先担当者欄に確認印を押す。
- 4) 中間処理施設担当者は、最終的な搬出先へ運搬する場合には当該伝票を併せて送付する。
- 5) 最終的な搬出先の担当者は、関係する伝票に記載された建設汚泥または建設汚泥再生品の合計数量と受け取った数量とを照合し、これが合致することを確認した上で、最終搬出先担当者欄に確認印を押す。
- 6) 最終搬出先担当者は、当該伝票全てを排出側工事の元請業者に返送する。
- 7) 排出側工事の元請業者は当該伝票を保管し、工事完了時にこれを発注者に提示する。